

平成26年度第3回岡崎市子ども・子育て会議 議事録

日 時：平成26年10月29日（水）14:00～

場 所：岡崎市役所東庁舎 2階 大会議室

出席委員：13名

大岩みちの（会長）、杉山美穂子、小早川佳江、佐々木公麿、
内藤智宣、長坂尚希、水野周久、柴田和子、加藤信昭、土屋亜紀子、
三浦節夫、武田正道、牧野聡子

欠席委員：1名

築山高彦

傍聴者：4名

- 1 開会
- 2 議題
おかざきっ子 育ちプランの計画案について
- 3 その他
- 4 閉会

議事 おかざきっ子 育ちプランの計画案について

事務局より今後のスケジュールについて、以下のとおり説明

- ・ 各委員から寄せられた計画案への意見等について、本会議での意見を参考に、修正したものをパブリックコメントにかけること。
- ・ パブリックコメントについては、11月20日前後に報道発表の上、市政だより12月1日号に意見募集の広報を掲載し、12月8日～平成27年1月8日、約1か月の期間で意見を受け付ける予定であること。
- ・ 寄せられたご意見については、関係部署と協議し、委員の皆様には次回2月の会議で内容をご確認いただいた上で、最終的な事業計画として策定すること。
- ・ 計画案「第4章子ども・子育ての環境整備」の一部差し替えについて説明。
(43頁「教育事業」、48頁「一時預かり事業」、52頁「放課後児童健全育成事業」)

資料「計画案への意見・市の考え方」について

- ・ 資料に基づき、事務局より「(1)子どもの心の育ち」について説明

委員： 計画案第5章の基本施策3(74頁～)について、小学校教育が学校教育の中心となっている。乳幼児、保護者を対象とする施策が不足しているのではないかと。乳幼児にとっては、保護者の子育ての健全性がなければはねかえってくる。子どもの心の育ちに関して、関連計画、具体的施策に入れていただければと思う。

事務局： 計画案は、現行計画である児童育成支援行動計画の基本施策をもとに再編集しており、基本施策3が教育の中心を就学期に置いた表現になっていることはご指摘のとおりです。就学前、特に乳幼児期の保護者、子どもの育ちの部分は基本施策2(68頁～)の方で上手く表現できればと思います。

会長： 「生きる力」と「生きる力の基礎」を併記できる、表現があればよいと思う。教育はつながって続いていくため、乳幼児期の部分が説明できればいいですね。

委員： 保育園側から言うと、幼児期の「教育」より、「養育」という、教育と養護をあわせた言葉を推進施策に反映できればいいのではと思います。

委員： 養育は大事な言葉である。乳幼児期に関しても、基本施策3における推進施策(1)～(4)にもう一本柱を入れてもいいくらいである。「(2)人間性・社会性を育む体験活動の推進」については、体験活動の推進という形で収束してしまっている。

会長： 生活や遊びが見えてくるといいと思う。

委員：表現に関しては難しい部分もありますが、根本的な思いに関しては、賛成する部分が多い。

事務局：基本施策3の推進体系に「もう1つ推進施策を入れてはどうか」というご意見をいただきました。「(3)生きる力を育む教育の充実」を再編し、養育、生きる力の部分を並列的に表現させていただきたいと思います。

事務局より、資料「(2)子育ての意義」「(3)親づくりの視点」について説明。

委員：子育ての意義に関して、基本目標(31頁)の中に丁寧に書き込まれているのではないかと思います。ただし、目標を実際の施策としてどう推進されていくかという視点が大事である。幼稚園教諭、保育士の7割近くの方から養育されていないまま入園されてきているという意見が出ている(21頁)。

幼稚園でも、長時間の預かりが増え、教育のプロに任せることで母親の負担は、減ってきているように思う。子育てだけでなく、親育ちに関して、支えられる自治体であってほしい。

委員：児童育成センターにおいて、親御さんから「子どもがなじまないから変えてほしい」ということがあり、しつけができていないと感ずることがある。子育て支援施策を充実させていくと、反面、親がサービスに依存しすぎてしまう可能性もある。子育て支援をどうしたらいいか。

もう一つ考えないといけないことは、発達障がいをもつ子どもたちは、外部からしつけられていないと第一印象で思われてしまう。しつけの部分なのか、子どもがもともと持っている部分で治しにくいところなのかを見極めた上で、子どもの成長を支援するという形が、施策としてははっきりと出てきてもいいのではないか。違いを明確にし、子どもを安心して育てられる。しつけの部分はしつけとして文言が入ればよいと思う。

委員：子育てネットワーカー、民生委員児童委員における主任児童委員として子育て支援活動をしている立場から、子どもの基本的なしつけができていないということに驚きました。支援活動の中でお母さんから「3歳になったら園に入れたいと思うが、いつ頃から準備したらいいか」と聞かれます。主任児童委員として研修をしていますが、保育士ではありません。ただし、保育士と似たような保育知識を持っていることが大切であり、新しく児童委員になった方にも勉強をしてくださいとお願いをしています。乳幼児をお持ちのお母さんから質問を受けることが最近増えてきています。少しでも幼稚園、保育園に入られた際、お母さんも安心して生活、仕事に行けるお手伝いできればと思っています。地区によって、民生委員児童委員の活動内容、開催回数が異なり、遊びだけを提供するということもありますが、お母さん同士の情報共有の場をつくることのお手伝いをできればと思っています。

民生委員児童委員は、肩書があるため、子育て支援についても各地区で認識いただき始めているが、子育てネットワーカーの方は、国や県からの要請もあって活動しているつもりですが、岡崎市からの協力は少なく、活動場所に困っている状況です。以前は、財政的にも協力してもらっていた時期もありましたが、今はありません。社会福祉協議会から少し協力を得ている。親育てに関しても力を入れているが、なかなか周囲にご理解いただけておらず、PR不足なのではないでしょうか。10年経ち、市や県からも表彰はされているが、ネットワーカーの活動としてご理解いただけていない。民生委員児童委員の方で市の赤ちゃん訪問にも同行していますが、親づくり、子育て支援を充実していきたい。お母さんの手助けをしていきたい。気楽に相談してもらえ、悩みを聞く場をたくさん持ちたいと考えていますので市にも協力していただきたい。

事務局 : 活動場所については、ご尽力いただいている中、お応えできるようにしたいと思います。財政的な支援は、厳しい状況等もあるため、すぐにわかりましたとは言えませんが、貴重なご意見をいただいたと改めて認識いたしました。

委員 : お母さんのために活動をされている方々は貴重なのでお願いしたい。預かりは幼稚園も保育園並みに出てきた。子どもたちが初めて集団生活を始める3歳児のときに発達相談、発達障がいという形で対応が難しいケースが非常に増えている。市ではこども発達センターの整備が進められているが、センターにすべて任せるとはではなく、子育て支援に「療育」という部分も視野に入れることが必要である。例えば、放課後児童クラブであれば、指導員をただ増やすだけではなく、療育に関わる知識も必要になる。医師会の小児部会に協力していただき、保育園、幼稚園向けに学習の機会を持っているが、発達障がいを持つ児童への支援も考えていかないと、子どもの育ちを支援することにはならない。

事務局 : こども発達センターは、市における重要なプロジェクトとして認識し進めています。計画案における障がい児施策の充実(97頁)の部分は、本年度末までに策定を予定している障がい者基本計画に基づく分野、施策体系を提示してまいります。現在、障がい福祉部門の担当と調整する中では、分野として、生活支援、保健・医療、教育・保育、市民全体に対する参画と協働というテーマに基づき、推進体制を整理していると聞いております。関連計画における障がい児の主要施策につきましては、今後の会議で情報提供等により報告させていただきたいと思います。

委員 : 発達センターの話が出ましたが、軽度発達障がいのお子さんは別に環境設定が必要です。発達センターはすべてセンターで対応するのではなく、幼稚園、保育園、保健所、小学校、教育委員会等、地域の総合的なネットワークの中核としての位置づけで議論を進められています。

来年度から具体的にネットワークをどうするかという点において、新しい会議などが立ち上がると思います。各園での問題等を挙げていただき、センターから各園に出向きお子さんへフォローアップしていきたいと考えています。

計画案の障がい児施策の充実で気になった点として、軽度発達障がいの場合は環境設定をきちんとすることが将来的に非常に重要となるのですが、「障がい」にはいろいろなレベルがあり、必要な支援はそれぞれ異なるため、表現には注意した方がいいでしょう。

会 長 : 教育要領も「特別な支援を必要とする」という言い方をしていると思うため、そのあたりも検討をお願いします。

事務局より、資料「(4)子育てをしやすい社会づくりについて」説明。

委 員 : 経済的な理由で子どもの就学が厳しい家庭を支援する就学援助制度は、一定基準を満たしたうえで、申請があれば給食費の無料、半額等が可能である。学用品も同様である。問題集等も補助が出ることもある。修学旅行等も半額、無料になる場合もある。制度として全部というものではない。

委 員 : 「(3)安心して外出できる環境の整備」(83頁)について、安心してという言葉から防犯が浮かぶが、防犯に関する具体的な意識等の表現がされていない。

事務局 : ご指摘の部分については、「基本施策6子どもの安全の確保」(89頁～)の中で表現できればと考えています。

委 員 : 現在は不審者などの防犯情報が学校から携帯メールで情報が届く。不審者情報が多いため心配な面はある。よその子どもでも「気を付けてね」と声をかけられる人が増えればいいと思う。そのような環境を整えればいいと思う。

会 長 : 防犯カメラの設置も増えていますね。防犯灯など市にも部署があると思います。

事務局 : 防犯対策は、安全安心課で警察と協力して進めていますが、子どもの登下校時に地域の皆さんがボランティアで見守り活動されている団体もあります。このような地域全体で子どもを見守っていける環境を大切にしていきたいと考えています。

委 員 : 地域の方が見守ってくれる環境は嬉しい。来年、自分の子どもが幼稚園に入るが、幼稚園の先生から「生活習慣を身につけていない」と思われたくないためできる限りのことはしたいが、どれくらいのことを先生が求められているのか、基準がわからない。どこまでできればいいのか、挨拶をすること、食事前に手を洗う等、最低限家庭で身につける具体的なことを市の広報誌などに掲載してもらえると参考になる。

事務局 : 入所時におむつが取れていない子もいます。生活する中で習慣を身につけていくこともありますので絶対に取れていないといけないということはありません。生活面では、座って食べることが一番と思います。これができて、これができないということを示すことは、ある意味安心材料ですが、全部に当てはめるようにすると逆に不安材料になりかねません。食事を家族と一緒に食べる経験ができていれば、その子の育ちにとって心の栄養にもなると思います。

会長 : おおむね3歳で身の自立という一般的な基準はありますが、大体の目安です。個人差がありますので、それは承知で園も受けていると思います。

委員 : 保育所の場合は保育指針が具体的にあるが、幼稚園は具体的なものはない。おむつが取れていない子が増えてきてはいるが、取れていないといけないという話はしていない。入園が10月に決まった後、3回ほど、親子広場を開き、具体的な努力内容(トイレトレーニングやお箸の持つ習慣について等)を伝える。また、発達に関わることは、小児科医と相談できるため、かかりつけのお医者さんをつくりましょうと話している。具体的にここまでできていないといけないのではなく、努力という意識で取り組んでいただければ、どの子でも受け入れられる。

事務局より、資料「(5)女性の就労支援について」説明。

委員 : 市が計画案で示しているような女性の就労支援は、難しい点は何点かあると思う。事業主側は、将来的に正社員としてフルタイムで働いてほしいという思いはあっても、母親側は、15時までには退社したいなど、本人が求めている就労形態と異なるケースも多い。人それぞれ能力の差も異なるため、就労支援と子育て支援は全く違う話ではないかと感じた。

事務局 : 労働力を確保することを目的に子育て支援を行うものとは考えていません。雇用する側にとっても出産等を機会に優秀な人材が離職することは、損失と考えられることもあると思います。このように各家庭の価値観を前提に職業生活と家庭生活のバランスを踏まえて推進していくものと思っています。

委員 : 日本の経済を支える仕組みそのものが長時間労働となっている。この中で子育てをしながら働くあり方そのものが矛盾している。国の施策が変わらない限りどうしようもない部分である。フランスのように、ほとんどの母親が働きに出ている背景として、早い退社時間で両親共に帰宅でき、子育てに関わる時間があり、バカンスもあり親子水入らずの生活を国が保障しており、それを日本に当てはめること自体が無理だと思う。

委員 : 子どもが家に帰ってきたときは「お帰りなさい」と言ってあげたいが、経済的なことを考えると働かざるを得ない。家庭ごとの思いによる。

- 委員： 保育園の立場からは、計画案の課題と方向性（27頁）の中で示されているワーク・ライフ・バランスという言葉が一人歩きしているように感じる。近年、ワーク・マイ・ライフ・バランスという言葉があるが、女性の自己表現を支援することが主となり、子育ては保育園、幼稚園に任せる親が増えてきている。ワーク・ライフ・バランスの言葉使いは注意していただき、子どもを中心とした子育てのためのワーク・ライフ・バランスというところを注意して、表記していただければと思う。
- 委員： 女性の社会参加にあわせて、関係機関と調整をすることは大事だが、就職が進むことで生じる変化について、悪い方向が予測できるなら、対応策を事前に打つ必要がある。共働きの場合、たとえば、学校なら、子どもが体調不良の場合でも、通学させて保健室で過ごすような状況も増えてしまう。病児・病後児やファミリー・サポートなどのサービスは、利用しやすいようにできるかどうか、迎えに来てもらえるか、使いやすいサービスにできるかが大切である。子ども・子育て支援新制度として放課後児童健全育成事業（52頁～）の拡充も大切だが、預ければいいというのではなく、子育てから解放されてありがたいという意見は別問題。そのために就労や支援サービスがあるわけではない。サービスを利用する場合には、一方で家庭に一定の義務が課されるシステムがある方がいいと思う。
- 会長： バランスを取るためには、就労先での働き方への配慮も必要ですね。フルタイムだけでなく、短時間勤務等、制度の理解、実践するための支援も考えていければいいと思います。

事務局より、資料「(6)子育てに関する情報提供について」「(7)子どもの教育活動について」「(8)児童虐待・子どもの貧困について」説明。

- 委員： 冒頭の話に戻りますが、この会議における議論の前提は「おかざきっ子育てプラン」という計画策定があって、「子どもを中心に」というところですが、何かもやもやしたのを感じながら議論を聞いていました。
- それは、日本社会に根付いている良妻賢母の価値観でこれまで来ている。だから母親はいい親でありたい、働く場合も価値観に基づいて子育ても頑張るというところです。これが繰り返され、親は疲弊し、子どもにも影響が出てしまうこともあるのではないのでしょうか。
- また、例として適当ではないのかもしれませんが、計画案の中で幼稚園教諭、保育士へのアンケート結果（22頁）として「注意が続かない、落ち着きがない子どもがいる」と回答した割合が多いという部分がありますが、アンケート結果だけを強調しすぎて考えるのもどうかと思うのです。今の時代背景で、先生方が学校教育の中で発達障がい等の専門知識を身に付け

ていることから気づいているという部分もあるでしょう。専門的知見から「発達障がい」に関する知識や教育が十分ではなかった時代は、子どもに適切なサポートができなかった部分もあったと思います。しかし、専門的な学習知識が先入観となって子どもを悪い意味でラベリングしてしまい、他の子どもたちと同じように学ぶ、遊ぶ機会を見失ってはいけないと感じる部分もあります。

当事者として主観的な思いを理解してもらうことは重要ですし、この会議では、それぞれの立場で感じていることをどんどん言うことが大切だと思っています。学童保育の代表者として保護者の方が、困ったこと、悩んだことが「ない」という回答が増えている(17頁)こと自体も問題と思いますし、私自身も親が子どもを育てる強い意志は、後退しているように感じることはあります。しかし、岡崎市の子育ての指針として策定する場合、あまりに当事者の主観が占めてしまうと、様々な家庭の中にあっては、誤った形で受け止められてしまう恐れもあると思います。議論されてきた「子どもを中心に」というところは、大事な部分です。その部分を子育て中の保護者にどこまで価値観として文言を盛り込んだらいいのか。岡崎市に住む親御さんに対して、「こういう子育て」というところをどこまで伝えていくべきなのか。多様な環境、価値観を客観的に見つめ、慎重に考えることが大切と感じました。

会 長 : お互いの価値観を認め合う関係が子育てのいい方向に繋がると思う。大きく捉えること、施策として具体的になっていくこと、真逆のことですが、両方とも大事なことです。

事務局より、資料「その他」について説明。

会 長 : 計画案について事前に提出された意見への対応につきましては、終了いたしました。ほかに事業計画への全般的事項などご意見やご質問などありましたらお願いします。

委 員 : 子どもを育てることは親が育てるわけなので、親に対する部分も必要だと思う。核家族が多い現在、「発達の段階でどんなことができるか」といったこともわからないことが多い。親の親は側にいない。インターネットなどを見ると、たくさんの細かいことが母親の質問として掲載されている。自分で調べればわかるが、簡単に教えてもらいたいという部分も多いような気がする。情報発信がわかるようにできればいいと思う。

会 長 : 広報されているもの、パンフレットになっているものもあるので、一度紹介していただければと思います。

委員： 地方版の子ども・子育て会議は愛知県の中の各市町村を見ると、ほとんどの市町村は、全体的な子ども子育てに関わる計画を話し合う形になっており、岡崎市もその流れになっている。すごく大事なところに踏み込んでもらいうれしいが、国の子ども・子育て会議に関しては、新制度に関わる部分に踏み込んで話が具体的になっていくところだと思う。これが進み、国からの指示に基づき、27年度から私立幼稚園に関しては、申出をしなければ、内閣府管轄の施設給付型幼稚園に移行することになっている。愛知県に関しても9割は移行しないという形となっており、岡崎市でもほとんどの園は移行しないというのが現状と聞いている。

政府の取り組みのあり方に関して不備があり、状況を見守っている状況もあるが、今後整ってくると、文部科学省管轄から内閣府管轄に変わる施設給付型の幼稚園が出てくると思う。新制度は別々に取り扱われてきた幼稚園、保育園の就学前の子どもに対する教育や保育を一体的な制度として、総合的に推進することを目的としており、施設の利用者負担額、つまり保育料は同一の制度のもとにおいて、公立か私立か、幼稚園か保育園か等で差を設けるべきではない。今後の利用者負担について、市町村は保護者負担の公平性の確保を考えて進めてほしい。

その他

事務局より、前回会議、資料3「子ども・子育て支援新制度における各種事業等の基準条例の制定について」議決結果等を報告。

事務局： 次回会議は、2月18日(水)午後2時から、市役所西庁舎7階701号室で開催予定です。ご予約いただけますようお願いいたします。

こども部長： 委員の皆さま、子ども・子育て会議にご参加いただき、誠にありがとうございました。お忙しい中、真摯に計画策定の仕事に向き合ってください、感謝申し上げます。本日、委員の皆さまからいただきましたご意見から、必要な修正を加えたのち、パブリックコメントにより、広く市民の皆さんのご意見を伺います。

次回の会議では、寄せられたご意見と、それを受けて修正を加えたものをご確認いただき、最終的な計画が出来上がる予定となっております。

昨年9月からご協力いただいている会議も、次回の会議で一段落という形になりますが、引き続き、ご指導と、ご協力のほど、よろしく願いいたします。本日はありがとうございました。